

平成25年度 中小企業主要融資・助成制度一覧表

・島根県

平成25年度4月1日時点

| 名称 | | 融資(助成)対象者 | 資金(助成金)使途 | 貸付(助成金)限度 | 償還期限 | 貸付利息 | 保証及び担保 | 申込期日 | 申込方法及び場所 (窓口官公庁) |
|------|--------------|--|-----------|--|---------------|---------------------------------------|---|------|--|
| 一般融資 | 一般設備資金 | 中小企業又は組合 | 設備資金 | 8,000万円以内 | 12年以内(据置1年以内) | 年利 2.05%(責任共有利率) 年利 1.90%(責任共有外利率) | 保証人 法人1人以上 個人原則不要 担保は取扱金融機関又は保証協会の決定 信用保証要する | 随時 | 商工会議所 商工会 中小企業団体中央会 商工会連合会 しまね産業振興財団 |
| | 一般運転資金 | | 運転資金 | 5,000万円以内 | 7年以内(据置6ヶ月以内) | 年利 2.25%(責任共有利率) 年利 2.10%(責任共有外利率) | | | |
| | 小規模企業特別資金 | 小規模企業者(信用保証協会の保証付融資残高と本資金の新規申込額の合計が1,250万円以内となるものに限る) | 設備・運転資金 | 1,250万円以内(ただし、既存の信用保証協会の保証付融資残高も含む) | 7年以内(据置6ヶ月以内) | (責任共有制度対象外のみ) 年利 1.80%(責任共有外利率) | 保証人 法人 1人以上 個人 原則不要 担保は原則不要(ただし、小規模企業育成資金にあつては信用保証協会における既融資残高との合計が3,000万円を超える場合は、取扱金融機関又は保証協会の決定) 信用保証要する | | |
| | 小規模企業育成資金 | 小規模企業者(従業員20人以下の者。商業、サービス業は5人以下) | 設備・運転資金 | 1,250万円以内 | 7年以内(据置6ヶ月以内) | 年利 1.95%(責任共有利率) 年利 1.80%(責任共有外利率) | 保証料率 ・責任共有 0.4%以上 1.5%以下 ・責任共有外 0.4%以上 1.7%以下 | | |
| 特別融資 | 創業者支援資金 | 新たに事業を開始する計画を有する個人、新たに中小企業者である会社を設立し事業を開始する計画を有する個人若しくは中小企業者である会社又は事業実績が少ない等の理由により実質的に創業者に準ずるものとみなされる中小企業者若しくは組合 | 設備資金 | 5,000万円 (ただし、融資対象者が事業を営んでいない個人の場合は、1,500万円と自己資金額のいずれか低い方) | 12年以内(据置2年以内) | 年利 1.85%(責任共有利率) 年利 1.70%(責任共有外利率) | 保証人 法人 1人以上 個人 原則不要 担保は取扱金融機関又は保証協会の決定 | 随時 | 商工会議所 商工会 中小企業団体中央会 商工会連合会 しまね産業振興財団 |
| | | | 運転資金 | 3,000万円 (ただし、融資対象者が事業を営んでいない個人の場合は、1,500万円と自己資金額のいずれか低い方) | 7年以内(据置2年以内) | | | | |
| | 構造転換支援資金 | 中小企業者又は組合であつて一定の要件に該当する者 | 運転資金 | 1億2,000万円 | 12年以内(据置1年以内) | 年利 2.55%(責任共有利率) 年利 2.40%(責任共有外利率) | 保証人 法人1人以上 個人原則不要 | | |
| | おもてなし処整備支援資金 | 地域の観光振興に資する事業(市町村長の推薦が必要)に取り組む者 | 設備資金 | 8,000万円以内 | 15年以内(据置2年以内) | 年利 1.75%(責任共有利率) 年利 1.60%(責任共有外利率) | 保証人 法人1人以上 個人原則不要 担保は取扱金融機関又は保証協会の決定 信用保証要する | | |
| 運転資金 | | | 5,000万円以内 | 7年以内(据置2年以内) | | | | | |

| | | | | | | | | | | |
|---|-------------|---|--------------------|---|---|---|--|---|----------------------------|--|
| | 収益体質強化資金 | 収益体質の強化となる計画を策定し、設備投資を行う中小企業者又は組合 | 設備資金 運転資金 | 8,000万円以内 1億2,000万円以内 | 15年以内(据置1年以内) 10年以内(据置1年以内) | 年利 1.75%(責任共有利率) 年利 1.60%(責任共有外利率) | 保証人 法人1人以上 個人原則不要 担保は取扱金融機関又は保証協会の決定 信用保証要する | 保証料率 ・責任共有 0.4%以上 1.5%以下 ・責任共有外 0.4%以上 1.7%以下 | 随時 取扱期間 平成25年3月31日まで | |
| | 経営改善長期借換資金 | 経営改善に取り組むために既往借入金の借換資金を必要とする中小企業者又は組合 | 運転資金 | 8,000万円以内 | 15年以内(据置1年以内) | 年利 2.05%(責任共有利率) (融資期間が10年以内:年1.75%) 年利 1.90%(責任共有外利率) (融資期間が10年以内:年1.60%) | 保証人 法人1人以上 個人原則不要 担保は取扱金融機関又は保証協会の決定による | | 随時 | |
| | 経営力強化資金 | 中小企業の新たな事業計画の促進に関する法律第17条第2項に規定する認定経営革新等支援機関の支援を受け、経営改善に関する計画を作成している中小企業者又は組合 | 設備資金 運転資金 | 2億8,000万円以内 | (連) 5年以内(据置1年以内) (設) 7年以内(据置1年以内) 既往保証付き債務の借換は10年以内 | 年利 1.75%(責任共有利率) 年利 1.60%(責任共有外利率) | | | | |
| ※特別融資には、この他、再生支援資金、経営革新支援資金、人にやさしい環境整備支援資金、買い物の場整備支援資金、長期経営安定緊急資金(原油高関連分)があります。 | | | | | | | | | | |
| 緊急融資 | セーフティネット資金 | 取引先企業の倒産や事業活動の制限等により経営の安定に支障を来している中小企業者又は組合 中小企業信用保険法第2条第4項各号のいずれかに該当し、経営の安定に支障が生じている中小企業者又は組合 | 運転資金 | 8,000万円以内 | 8年以内(据置1年以内) | 年利 2.35%(責任共有利率) 年利 2.20%(責任共有外利率) | 保証人 法人1人以上 個人原則不要 担保は取扱金融機関又は保証協会の決定 信用保証要する | 保証料率 ・責任共有 0.4%以上 1.5%以下 ・責任共有外 0.4%以上 1.7%以下 | 随時 | 商工会議所 商工会 中小企業団体中央会 商工会連合会 しまね産業振興財団 |
| | 資金繰り安定化対応資金 | 最近3ヶ月間の平均売上高等が前年同期の平均売上高等に比して3%以上減少している中小企業者又は組合 | 設備運転資金 | 8,000万円以内 | 10年以内(据置2年以内) | 年利1.75%(責任共有利率) 年利1.60%(責任共有外利率) | 保証人 法人1人以上 個人原則不要 担保は取扱金融機関又は保証協会の決定 信用保証要する | 保証料率 ・責任共有 0.4%以上 1.5%以下 ・責任共有外 0.4%以上 1.7%以下 | 随時 取扱期間 平成25年3月31日まで | |
| ※緊急融資には、この他、災害復旧資金、災害対策特別資金、経済変動等資金があります。 | | | | | | | | | | |
| 中小企業高度化資金 | 集団化資金 | 協同組合、協同組合連合会、これらの組合員もしくは構成員(以下「組合員等」という。)である特定中小企業者、企業組合、協業組合 | 土地、建物、構築物、設備 | 貸付対象施設の整備に要する額の80%以内 (小規模事業者が占有する部分については90%以内) | 20年以内(据置3年以内) | 年利1.05%(中小企業の振興に係る関係法律の認定等を受けて実施する事業等については無利子) | 原則として連帯保証人3人以上 貸付対象物件には、島根県を第1順位とする抵当権を設定していただきますが、担保力が不足する場合は、個人資産等他の適当な不動産を担保として提供していただきます。 | | | 次の書類を作成し、中小企業団体中央会へ提出 ・貸付予備申請書 ・中小企業高度化資金貸付予備申請書 イ、高度化事業に係る診断 申込書 |
| | 施設集約化資金 | 協同組合、協同小組合、協同組合連合会、協業組合、中小企業者が合併もしくは出資して設立する会社 | | | | | | | | |
| | 共同施設資金 | 協同組合、協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、企業組合、協業組合 | | | | | | | | |
| | 設備リース資金 | 協同組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会 | | | | | | | | |
| ※中小企業高度化資金には、この他連鎖化資金、経営改革資金、企業合同資金、集団区域整備資金等があります。また、事業用施設に使用されている石綿(アスベスト)による健康被害等の防止を図るもの(アスベストの除去、封じ込め等で資産計上するもの)についても貸付対象となります。(貸付割合:貸付対象事業費の90%以内、貸付利子:無利子) | | | | | | | | | | |
| 中 | 事業所新設等資金 | 県内で1年以上同一業種を営む中小企業者で、事業所の新設等を行う者 ・投下固定資本5,000万円以上(ソフト産業等3,000万円以上) ・新規雇用3人以上(操業後1年以内) | 設備資金 (土地・建物・設備) | 2億円 投下固定資本の3分の2 | 15年以内(据置2年以内) | 年利 1.35%(責任共有利率) 年利 1.20%(責任共有外利率) | | | | |

| | | | | | | | | | |
|-----------|----------|--|---|--------------------------|--|---------------------------------------|------------------------|----|--|
| 小企業育成振興資金 | 成長企業応援資金 | 県内で1年以上同一業種を営む中小企業者で、成長を図ろうとするもの(新たな市場等での事業展開などであって、先進性又は革新性が高いと認められること等が必要) | 設備資金 (土地・建物・設備) 運転資金 | 設備資金:2億円 運転資金:8,000万円 | (設) 15年以内(据置2年以内) (運) 7年以内(据置2年以内) | 年利 1.35%(責任共有利率) 年利 1.20%(責任共有外利率) | 取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる | 随時 | 商工会議所 商工会 中小企業団体中央会 商工会連合会 しまね産業振興財団 |
| | 経営資産承継資金 | 県内において事業を営む会社又は個人の事業用資産を取得する中小企業者(原則として、従業員の1/2以上の再雇用が必要) | 設備資金 (土地・建物・設備) 運転資金 | 設備資金:2億円 運転資金:8,000万円 | (設) 15年以内(据置2年以内) (運) 10年以内(据置2年以内) | 年利 1.35%(責任共有利率) 年利 1.20%(責任共有外利率) | | | |
| | 島根県環境資金 | 県内において同一業種を1年以上継続して営んでいる企業 | 設備資金 公害防止、省エネルギー等に係わる 設備資金 運転資金 ISO認定取得費用、石綿対策等に係わる運転資金 | 2億円 | 15年以内(据置2年以内) | 年利1.75%(責任共有利率) 年利1.60%(責任共有外利率) | 取扱金融機関又は保証協会の定めるところによる | 随時 | 商工会議所 商工会 中小企業団体中央会 商工会連合会 しまね産業振興財団 |

・日本政策金融公庫 国民生活事業

| 名称 | 融資(助成)対象者 | 資金(助成金)使途 | 貸付(助成金)限度 | 償還期限 | 貸付利息 | 保証及び担保 | 申込期日 | 申込方法及び場所 (窓口官公庁) |
|------------------------|---|---|--|--|---|---|------|--|
| 普通貸付 | ほとんどの業種の中小企業の法人及び個人(金融業、投機的事業、一部の遊興娯楽業等の業種の方は除く) | 設備・運転資金 | 4,800万円以内 | (運) 5年以内(特に必要な場合は7年以内) 据置6ヶ月以内(特に必要な場合は1年以内) (設) 10年以内(据置2年以内) | 年利 1.45%~3.70% | 保証人、担保(不動産、有価証券等)などにつきましては、お客様のご要望を伺いながらご相談させていただきます。 | | 日本政策金融公庫 国民生活事業 |
| | | 設備資金 (業種・品種の転換、大型店進出などに伴う店舗・工場移転等を図る設備資金) | 特定設備資金(別枠)7,200万円以内 | 20年以内(据置2年以内) | | | | |
| 経営改善貸付 (無担保・無保証人) | 商工会議所会頭、商工会会長又は県商工会連合会会長の推薦を受けた常時使用する従業員が商業、サービス業にあっては5人以下、製造業その他にあっては20人以下の方 | 設備・運転資金 | 1,500万円以内 | 運転7年以内(据置期間1年以内を含む) 設備10年以内(据置期間2年以内を含む) | 年利 1.65% | 不 要 | | 商工会議所 商工会 商工会連合会 |
| 生活衛生貸付 | 生活衛生関係の事業を営む方。 (飲食店、喫茶店、食肉・食鳥肉販売、水雪販売、理容、美容、興行場、旅館、浴場、クリーニング) | 衛生設備、近代化設備、店舗、従業員宿舎、独立開業(のれんわけ)などのために必要とする設備資金及び振興計画のための運転資金、設備資金 | (一般貸付) 7,200万円~4億円以内 (業種により異なります。) | 13年以内 据置 1年以内 | 年利 0.45%~3.80% | 保証人、担保(不動産、有価証券等)などにつきましては、お客様のご要望を伺いながらご相談させていただきます。 | 随時 | 日本政策金融公庫 国民生活事業又は各生活衛生同業組合及び 県生活衛生営業指導センター |
| | | | (振興事業貸付) 振興計画のための運転資金 5,700万円以内 | 5年以内(特に必要な場合は7年以内) 据置 6ヶ月以内(特に必要な場合は1年以内) | | | | |
| | | | (振興事業貸付) 振興計画のための設備資金 1億5,000万円以内~ 7億2,000万円以内 (業種により異なります。) | 18年以内(特別な場合これを超えることもできます。) 据置 2年以内 | | | | |
| 生活衛生改善貸付 (無担保・無保証人) | 生活衛生関係の業種を営み生活衛生同業組合理事長等の推薦を受けた常時使用する従業員が5人以下の方 | 設備・運転資金 | 1,500万円以内 | (設)10年以内(据置2年以内を含む) (運)7年以内(据置1年以内を含む) | 年利 1.65% | 不 要 | | 各生活衛生同業組合 |
| 生活衛生セーフティネット貸付 | I 経営環境 変化資金 | 振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係事業者であって、売上が減少するなど業況が悪化している方 | 運転資金 | 振興事業貸付の運転資金とは別枠で5,700万円 | 5年以内(特に必要な場合は8年以内) (据置は1年以内で特に必要な場合は3年以内を含む) | 年利 0.85%~2.10% | | 日本生活金融公庫 国民生活事業又は生活衛生同業組合及び 県生活衛生営業指導センター |
| | II 金融環境 変化資金 | | | 別枠4,000万円 | | | | |

| | | | | | | | | | | |
|------|------------|---------------------|---|---------|--------------------------------|--|----------------|---|----|--------------------|
| 特別貸付 | 新企業育成貸付 | 新規開業資金 | 新たに事業を始める方、事業開始後おおむね5年以内の方 | 設備・運転資金 | 7,200万円以内 (うち運転資金4,800万円) | (設)15年以内 (特に必要な場合20年以内) (運)5年以内(特に必要な場合7年以内) | 年利 0.55%~3.80% | 保証人、担保(不動産、有価証券等)などにつきましては、お客様のご要望を伺いながらご相談させていただきます。 | 随時 | 日本政策金融公庫 国民生活事業 |
| | | 女性、若者/シニア起業家資金 | 女性または30歳未満か55歳以上の方であって、新たに事業を始める方、事業開始後おおむね5年以内の方 | | 7,200万円以内 (うち運転資金4,800万円) | (設)15年以内 (特に必要な場合20年以内) (運)5年以内(特に必要な場合7年以内) | 年利 0.55%~3.80% | | | |
| | | 中小企業経営力強化資金 | 新事業分野の開拓のために事業計画を策定し、外部専門家(認定経営革新等支援機関)の指導や助言を受けている方 | | 7,200万円以内 (うち運転資金4,800万円) | (設)15年以内 (運)5年以内(特に必要な場合7年以内) | 年利 1.05%~2.25% | | | |
| | | 再チャレンジ支援融資(再挑戦支援資金) | 廃業歴等ある方など一定の要件に該当する方で、新たに事業を始める方や事業開始後おおむね5年以内の方 | | 2,000万円以内 | <固定金利型貸付> (設)15年以内 (運)5年以内(特に必要な場合7年以内) | 年利 1.45%~3.80% | | | |
| | | 新事業活動促進資金 | 経営多角化、事業転換などにより、第二創業などを図る方 | | 7,200万円以内 (うち運転資金4,800万円以内) | (設)15年以内(特に必要な場合20年以内) (運)5年以内(特に必要な場合7年) | 年利 0.55%~3.80% | | | |
| | セーフティネット貸付 | 経営環境変化資金 | 売上が減少するなど業績が悪化している方 | 設備・運転資金 | 普通貸付とは別に4,800万円以内 | (設)15年以内 (運)5年以内(特に必要な場合8年以内) | 年利 0.85%~2.80% | | | |
| | | 金融環境変化資金 | 取引金融機関の経営破たんなどにより、資金繰りに困難を来している方 | | 別枠 4,000万円以内 | (設)15年以内 (運)5年以内(特に必要な場合8年以内) | 年利 1.45%~2.80% | | | |
| | | 取引企業倒産対応資金 | 取引企業の倒産などにより経営に困難を来している方 | 運転資金 | 別枠 3,000万円以内 | (運)5年以内(特に必要な場合8年以内) | 年利 1.45%~2.80% | | | |
| | 企業再生貸付 | 企業再建・事業承継支援資金 | 中小企業再生支援協議会の関与もしくは民事再生法に基づく再生計画の認可などにより企業の再建を図る方または事業を承継する方 | 設備・運転資金 | 7,200万円以内 (うち運転資金4,800万円以内) | (設)15年以内 (運)5年以内(特に必要な場合7年以内) | 年利 0.55%~3.60% | | | |
| | 企業活力強化貸付 | 企業活力強化資金 | 卸売業、小売業、飲食店又はサービス業を営む方で、店舗の新築・増改築、機械設備の購入、新分野進出などを行う方 | 設備・運転資金 | 7,200万円以内 (うち運転資金4,800万円以内) | (設)20年以内(一部対象者は15年以内) (運)5年以内(特に必要な場合は7年以内) | 年利 0.55%~3.80% | | | |
| | | IT資金 | 情報化投資を行う方 | | 7,200万円以内 (うち運転資金4,800万円以内) | (設)15年以内 (運)5年以内(特に必要な場合7年以内) | 年利 0.55%~3.80% | | | |
| | | 地域活性化雇用促進資金 | 承認企業立地計画などに従って事業を行う方または雇用創出効果の見込まれる設備投資を行う方 | 設備・運転資金 | 7,200万円以内 (うち運転資金4,800万円以内) | (設)15年以内 (一部対象者で特に必要な場合20年以内) (運)5年以内(特に必要な場合7年以内) | 年利 0.15%~3.80% | | | |
| | | 海外展開資金 | 経済の構造的変化に対応するため海外展開することが経営上必要であり、一定の要件を満たす方 | 設備・運転資金 | 7,200万円以内 (うち運転資金は4,800万円) | (設)15年以内 (運)5年以内(特に必要な場合は7年以内) | 年利 0.80%~3.80% | | | |

| | | | | | | | | |
|--------------|--------------|---|------------------|---|----------------------------------|---------------------------|--|--|
| 食品貸付 | | 食品関係の小売・製造小売業又は花き小売業を営む方で、店舗の新築・増改築、機械設備の購入、フランチャイズチェーンへの加盟などを行う方 | 設備・運転資金 | 7,200万円以内 (うち運転資金4,800万円以内) 事業協同組合等 1億1,000万円以内 | (設)原則13年以内 (運)原則5年以内 | 年利 0.55%~3.80% | | |
| 環境・エネルギー対策貸付 | 環境・エネルギー対策資金 | 非化石エネルギー設備や省エネルギー効果の高い設備を導入する方、または環境対応の促進を図る方 | 設備・運転資金 | 7,200万円以内 (うち運転資金4,800万円以内) | (設)15年以内 (運)5年以内(特に必要な場合7年以内) | 年利 0.55%~3.80% | | |
| 中小企業会計関連融資制度 | | 普通貸付又は特別貸付の貸付対象者のうち、「中小企業の会計」を適用される方 | 各融資制度に定める設備・運転資金 | 各融資制度に定める貸付限度額内 | 各融資制度に定めるご返済期間内 | 各融資制度に定める利率から年0.2%引き下げます。 | | |

・日本政策金融公庫 中小企業事業

| 名称 | | 融資(助成)対象者 | 資金(助成金)使途 | 貸付(助成金)限度 | 償還期限 | 貸付利息 | 保証及び担保 | 申込期日 | 申込方法及び場所 (窓口官公庁) |
|----------|-----------------------------|--|-----------|--|------------------------------------|---|---|---------------------------|------------------------------------|
| 新企業育成貸付 | 中小企業経営力強化資金 | 新事業分野の開拓のために事業計画を策定し、外部専門家の指導や助言を受けている方 | 設備・運転資金 | 直接貸付 7億2千万円 (うち運転資金2億5千万円) | (設) 15年(据置2年)以内 (運) 7年(据置1年)以内 | 特別利率① | <ul style="list-style-type: none"> ・担保設定の有無、担保の種類等については、ご相談のうえ決めさせていただきます。 ・保証人(経営責任者の方)が必要です。 ただし、直接貸付において一定の要件を満たす場合には、経営責任者の方の個人保証を免除又は猶予する制度もあります。 | 取扱期間 平成26年3月31日 日まで | 直接貸付 (株)日本政策金融公庫 松江支店 中小企業事業 |
| | 再挑戦支援資金 (再チャレンジ支援融資) | 再チャレンジする起業家の方 | | 直接貸付 7億2千万円 (うち運転資金2億5千万円) | (設) 20年(据置5年)以内 (運) 15年(据置5年)以内 | (1)基準利率 (2)基準利率-1.4% (融資後3年間) 基準利率-0.5% (融資後4年目以降) 雇用の維持又は雇用の拡大を図る場合は、0.2%の控除の適用可能 | | | |
| | 新事業育成資金 | 新規性、成長性のある事業を始めて7年以内の方 | | 直接貸付 6億円 | (設) 15年(据置5年)以内 (運) 7年(据置2年)以内 | 特別利率③ ただし、6年目以降は基準利率+0.2% 雇用の維持又は雇用の拡大を図る場合は、0.2%の控除の適用可能 | | | |
| | 女性、若者/シニア起業家支援資金 | 女性、若年者(30歳未満)又は高齢者(55歳以上)であって、新規開業して概ね5年以内の方 | | 直接貸付 7億2千万円 (うち運転資金2億5千万円) 代理貸付 1億2千万円 | (設) 20年(据置2年)以内 (運) 7年(据置1年)以内 | 特別利率①③ 雇用の維持又は雇用の拡大を図る場合は、0.2%の控除の適用可能 | | | |
| | 新事業活動促進資金 | 「経営革新計画」の承認を受けた方、「新連携計画」の認定を受けたプロジェクトに係る連携体を構成する方、「農商工等連携計画」及び「地域産業資源活用事業計画」の認定を受けた方など | | 直接貸付 7億2千万円 (うち運転資金2億5千万円) 代理貸付 1億2千万円 | (設) 20年(据置2年)以内 (運) 7年(据置3年)以内 | 特別利率①③ 雇用の維持又は雇用の拡大を図る場合は、0.2%の控除の適用可能 | | | |
| 企業活力強化貸付 | 企業活力強化資金 | 経営の近代化、合理化及びものづくり基盤技術の高度化を進める方など | 設備・運転資金 | 直接貸付 7億2千万円 (うち運転資金2億5千万円) 代理貸付 1億2千万円 | (設) 20年(据置2年)以内 (運) 7年(据置1年)以内 | 特別利率①②③ | <ul style="list-style-type: none"> ・担保設定の有無、担保の種類等については、ご相談のうえ決めさせていただきます。 ・保証人(経営責任者の方)が必要です。 ただし、直接貸付において一定の要件を満たす場合には、経営責任者の方の個人保証を免除又は猶予する制度もあります。 | 取扱期間 平成26年3月31日 日まで | 直接貸付 (株)日本政策金融公庫 松江支店 中小企業事業 |
| | IT活用促進資金 | 情報技術(IT)の普及及び変化に関連した事業環境の変化に対応するための情報化投資を行う方 | | | (設) 15年(据置2年)以内 (運) 7年(据置1年)以内 | 特別利率①② | | | |
| | 地域活性化・雇用促進資金 | 特定の地域において一定の雇用創出効果が見込める設備投資を行う方、「企業立地計画」または「事業高度化計画」の承認を受けた方、地方公共団体が推進する施策に基づき事業を行う方など | | | (設) 20年(据置2年)以内 (運) 7年(据置1年)以内 | 特別利率①②③ | | | |
| | 中小企業会計活用強化資金 (平成24年4月6日) | 「中小企業の会計に関する基本要領」または「中小企業の会計に関する指針」を適用している方など | | | (設) 15年(据置2年)以内 (運) 7年(据置2年)以内 | 特別利率① | | | |
| | 海外展開資金 | 経済の構造的変化に適応するために、海外展開を行う方 | | | (設) 15年(据置3年)以内 (運) 7年(据置2年)以内 | 特別利率② 基準利率 | | | |

| | | | | | | | | |
|--------------|---------------|---|---------|--|---|---|--|--|
| 環境・エネルギー対策貸付 | 環境・エネルギー対策資金 | 特定の非化石エネルギー設備、省エネルギー設備を設置する方、特定の産業公害防止施設等を設置する方など | | 直接貸付 7億2千万円 (うち運転資金2億5千万円) 代理貸付 1億2千万円 | (設) 15年(据置2年)以内 (運) 7年(据置2年)以内 | 特別利率①②③ 特省エネ利率B | | 直接貸付 (株)日本政策金融公庫 松江支店 中小企業事業 代理貸付 代理店窓口(ほとんどの銀行、信用金庫、信用組合) |
| | 社会環境対応施設設備資金 | 災害発生に備えて防災に資する施設等を設備する方、地上放送のデジタル化により発生した不要施設を撤去する方 | | 直接貸付 7億2千万円 (うち運転資金2億5千万円) 代理貸付 1億2千万円 | (設) 20年(据置2年)以内 (運) 7年(据置2年)以内 | 特別利率①② | | |
| セーフティネット貸付 | 経営環境変化対応資金 | 一時的な売上高の減少等業況が悪化している方、社会的要因による業況悪化により資金繰りに支障をきたしている方など | 設備・運転資金 | 直接貸付 7億2千万円 | (設) 15年(据置3年)以内 (運) 8年(据置3年)以内 | 基準利率 (長期運転資金に限り、上限3%) 長期運転資金に限り、一定の要件に該当する場合、利率控除(0.2%、0.4%又は0.6%)の適用可能 | | 直接貸付 (株)日本政策金融公庫 松江支店 中小企業事業 代理貸付 代理店窓口(ほとんどの銀行、信用金庫、信用組合) |
| | 金融環境変化対応資金 | 金融機関との取引状況の変化により一時的に資金繰りが悪化している方 | | 直接貸付 3億円(別枠) | (設) 15年(据置3年)以内 (運) 8年(据置3年)以内 | 基準利率 (長期運転資金に限り、上限3%) | | |
| | 取引企業倒産対応資金 | 関連企業の倒産に伴い資金繰りに困難をきたしている方 | 運転資金 | 直接貸付・代理貸付 1億5千万円 | (運) 8年(据置3年)以内 | 倒産対策利率A・B 基準利率 | | |
| 企業再生貸付 | 企業再建・事業継承支援資金 | 経営改善又は経営再建等に取り組む方、倒産した企業、経営難の状態にある企業や後継者不在等により事業継続が困難となっている企業から事業を承継する方、経営の安定化を図るため自己株式を取得する方など | 設備・運転資金 | 直接貸付 7億2千万円 | (設) 20年(据置2年)以内 (運) 15年(据置2年)以内 | 基準利率(上限4%) 特別利率①(上限4%) 特別利率③(上限4%) | | 直接貸付 (株)日本政策金融公庫 松江支店 中小企業事業 代理貸付 代理店窓口(ほとんどの銀行、信用金庫、信用組合) |
| | 事業再生支援資金 | 〈アーリーDIP〉 民事再生法の規定による再生手続開始の申立てなどを行った方 〈レイターDIP〉 民事再生法に基づく再生計画の認可決定等を受けた方 | | 直接貸付 7億2千万円 (うち運転資金2億5千万円) | 〈アーリーDIP〉 1年(据置1年以内) 〈レイターDIP〉 (設) 10年(据置2年)以内 (運) 5年(据置2年)以内 | 〈アーリーDIP〉 基準利率+2.5%(上限4%) 〈レイターDIP〉 基準利率+1.0%(上限4%) | | |

(注) 融資利率について、信用リスク・融資期間等に応じて所定の利率が適用または上乘せされます。

・商工中金

| 名称 | | 融資(助成)対象者 | 資金(助成金)使途 | 貸付(助成金)限度 | 償還期限 | 貸付利息 | 保証及び担保 | 申込期日 | 申込方法及び場所 (窓口官公庁) |
|------------|-------------|---|--|-----------|--|--|--------|------|---------------------|
| セーフティネット貸付 | 経営環境変化対応資金 | 経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上減少等業績悪化をきたしているが、中長期的には業況が回復し、発展が見込まれる中小企業の皆様 | 中長期的な経営基盤の強化に必要な長期運転資金、社会的要因等により企業維持上緊急に必要とする設備資金 | 特に定めず | (設) 15年以内(1年以内) (例外: 15年(2年以内)) (運) 5年以内(1年以内) (例外: 8年(2年以内)) | 商工中金所定の利率 | | | |
| | 金融環境変化対応資金 | 金融機関との取引状況の変化により、一時的に資金繰りに困難をきたしている中小企業の皆様 | 金融機関との取引状況の変化に伴い、必要とする長期運転資金、企業維持上緊急に必要とする設備資金 | | (設) 15年以内(1年以内) (例外: 15年(2年以内)) (運) 5年以内(1年以内) (例外: 8年(2年以内)) | | | | |
| | 取引企業倒産対応資金 | 取引先企業の倒産により、経営に困難を生じている中小企業の皆様 | 取引先企業の倒産に伴い緊急に必要とする長期運転資金(一部使途においては設備資金も対象です) | | (設) 15年以内(1年以内) (例外: 15年(2年以内)) (運) 5年以内(1年以内) (例外: 8年(2年以内)) | | | | |
| 事業再生支援貸付 | 事業再生緊急支援資金 | 法的再建手続き開始決定から認可決定までの再生事業者の方で、かつ手続申立時点で当金庫と貸出取引のある事業者の皆様 | 短期運転資金(手形貸付、手形割引) | 特に定めず | (運) 1年未満 | 商工中金所定の利率 (担保) 短期運転資金: 商業手形又は売掛金の担保提供が必要です。 長期運転資金: 原則として必要です。 設備資金: 融資対象物件を含め原則として必要です。 | | | |
| | 事業再生安定化支援資金 | ・法的再建手続きの認可決定から手続き終了までの再生事業者の皆様 ・私的整理ガイドラインに沿って私的整理が成立した事業者の皆様 | ・短期運転資金(含手形割引) ・事業再生に必要な設備資金 ・再生計画の履行に必要な長期運転資金 ・再生手続終結資金 | | (運) 10年以内(2年以内) (設) 15年以内(2年以内) | | | | |
| | 事業再生促進支援資金 | 再生事業者、再生事業者に準ずる事業者等から、営業譲渡等により事業承継する事業者の皆様 | 事業に必要な設備資金(買取資金) | | (設) 15年以内(2年以内) | | | | |
| 新事業育成資金 | | 技術的水準が高い又は製品・サービスに特色を有する等の新たな事業を行う中小企業で、当金庫の新事業審査委員会で新規性を認定した中小企業の皆様 | 新たな事業を行うために必要な設備資金、長期運転資金 | | (設) 15年以内(5年以内) (運) 7年以内(2年以内) | | | | |
| 新事業活動促進資金 | | ・経営革新計画の承認を受けた中小企業の皆様 ・経営向上計画について当金庫より承認を受けた中小企業の皆様 ・産業活力再生特別措置法に基づき経営資源再活用計画の認定を受けた中小企業の皆様 ・中小企業新事業活動促進法に基づく特定業種に属する、又は、同法に基づく経営基盤強化計画に従って事業を行う中小企業の皆様 ・新連携計画の承認を受けた中小企業の皆様 ・第二創業(経営多角化、事業転換)を図る中小企業の皆様 | 経営革新、経営の向上、経営資源再活用事業、経営基盤強化、新連携計画に係わる事業、第二創業のために必要な設備資金、長期運転資金 | | (設) 15年以内(2年以内) (例外: 20年以内(2年以内)) (運) 5年以内(1年以内) (例外: 7年以内(3年以内)) | | | | |

商工中金松江支店

| | | | | | |
|-----------------|---|--|------------|--|-----------|
| IT活用促進資金 | 情報技術の普及変化に対応した情報化投資を行う中小企業の皆様 | 情報関連機器等の設備を取得するために必要となる設備資金、長期運転資金 | 特に定めず | (設) 15年以内(2年以内) (運) 5年以内(1年以内) (例外: 7年以内(1年以内)) | 商工中金所定の利率 |
| 海外展開資金 | 業種、売上等一定の要件を満たし、海外展開を行う中小企業の皆様 | 海外直接投資を行う為に必要とする設備資金 | | (設) 15年以内(2年以内) | |
| 雇用促進資金 | 事業の拡大等により、当該事業所全体で新たに原則2人以上の人材確保が見込まれる中小企業の皆様 | 事業拡大等の為の設備資金、長期運転資金 | | (設) 15年以内(2年以内) (運) 5年以内(2年以内) (例外7年以内(2年以内)) | |
| 企業再建支援貸出制度 | 再生事業者、または過剰債務を抱えているが自らのリストラ努力により再建を図ろうとする当金庫と貸出取引(申込時点)のある事業者で、妥当な経営改善計画等により、企業再建が見込まれる事業者の皆様 | 企業の再生に必要な設備資金、長期運転資金、短期運転資金、(含手形割引) | | (運) 10年以内(2年以内) (設) 15年以内(2年以内) | |
| 省エネルギー促進無担保貸出制度 | (財)省エネルギーセンター、地公体、ESCO事業者等の省エネ診断等に基づく省エネ投資を行う事業者の皆様債務超過でないこと、延滞していないこと、投資効果が見込まれる等種々の観点から見て返済力に問題がないと認められる場合にご融資を行います | 省エネ診断等に基づく省エネ関連設備資金及びこれに係わる長期・短期運転資金(除手形割引) | 商工中金所定の限度額 | 設備・長期運転 5年以内(6ヶ月) 短期運転 1年未満 | |
| 環境配慮型経営支援貸付 | 環境配慮型経営にかかる第三者認証(ISO14000、エコアクション21、グリーン経営認証等)を取得した事業者の皆様 | 環境配慮に必要な設備資金 | | (設) ・10年固定貸出: 10年以内(3年以内) ・変動貸出(当初10年固定型): 20年以内(3年以内) | |
| 再チャレンジ支援貸付 | 過去に事業に失敗した経験のある経営者の方で、再度事業経営にチャレンジするため新たに開業する事業者または開業後概ね5年以内の事業者の皆様 | 事業立ち上げに再チャレンジするために必要とする設備資金、長期・短期運転資金(含手形割引) | 特に定めず | (運) 7年以内(1年以内) (設) 15年以内(3年以内) | |
| 災害復旧資金 | 異常な自然現象等により生じる被害又は武力攻撃災害の影響を受けた直接被災事業者および間接被災事業者 | 既存事業設備の復旧に必要な設備資金、災害の影響により生じた不足運転資金(長期・短期) | | (運) 10年以内(3年以内) (設) 20年以内(3年以内) | |

※お問い合わせにつきましては、各担当先までお問い合わせ下さい

平成25年度 市町村融資・助成制度一覧表

・松江市

平成25年度4月1日時点

| 名称 | 融資(助成)対象者 | 資金(助成金)用途 | 貸付(助成金)限度 | 償還期限 | 貸付利息 | 保証及び担保 | 申込期日 | 申込方法及び場所 (窓口官公庁) |
|---------------------------|--|-----------|--|-------------------------------------|--|--|--|--|
| 街づくり資金融資 (テナント事業近代化資金) | 中小企業(個人・会社・組合)であって、商店街を形成する区域内において事業の用に供するために借店舗の店舗改善資金又は併せて運転資金を必要とするもの | 設備・運転資金 | 2,000万円 | 10年以内(据置6ヶ月以内) | [責任共有制度対象外] 年利 1.6%(変動金利) [責任共有制度対象] 年利 1.75%(変動金利) | 保証人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要 担保 必要に応じて要 信用保証要する 保証料率年0.4%~1.5% (松江市1/2補助) | 随時 | 松江商工会議所 まつえ北商工会 まつえ南商工会 東出雲町商工会 |
| 街づくり資金融資 (店舗近代化資金) | 中小企業者(個人・会社・組合)であって、商店街を形成する区域内において自己所有の店舗改善資金又は、併せて運転資金を必要とするもの 中小企業者(個人・会社・組合)。ただし、同一商店街の区域内において、3人以上の者(建物所有者又は入居者が組合員であること)が計画に基づき店舗・事業所・倉庫等の施設の新設若しくは改造の資金又は、併せて運転資金を必要とするもの | 設備・運転資金 | 1,000万円 5,000万円 | 10年以内(据置6ヶ月以内) 15年以内(据置2年以内) | [責任共有制度対象外] 年利 1.6%(変動金利) [責任共有制度対象] 年利 1.75%(変動金利) | 保証人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要 担保 必要に応じて要 信用保証要する 保証料率年0.4%~1.5% (松江市1/2補助) | | |
| 中小企業制度融資 信用保証料補給金 | 島根県中小企業制度融資のうち ①創業者支援資金 ②小規模企業育成資金 ③小規模企業特別資金 ④長期経営安定資金(原油高騰関連分) ⑤一般設備資金 ⑥資金繰り安定化対応資金 ⑦経営力強化支援資金 ⑧東日本大震災緊急対策資金 の信用保証料を平成24年4月1日から平成25年3月31日までに支払った市内中小企業者(個人、法人、組合等)で市税を滞納していないもの | | 信用保証料の一部を助成 ①創業者支援資金 [補給対象期間] 保証期間10年以上12年以下 5年 保証期間8年以上10年未満 4年 保証期間5年以上8年未満 3年 [補給率] 2/3 ②小規模企業育成資金 ③小規模企業特別資金 [補給対象期間] 保証期間5年以上7年以下 3年 [補給率] 1/3 ④長期経営安定緊急資金(原油高騰関連分) [補給対象期間] 全期間 [補給率] 1/4(上限10万円) ⑤一般設備資金 [補給対象期間] 保証期間の1/2 [補給率] 1/3 ⑥~⑧ [補給対象経費] 保証期間の1/2 [補給率] 2/3 ①~⑦の保証料率の範囲は 責任共有制度対象外のもの 1.1%以下の部分 責任共有制度対象のもの 0.95%以下の部分 | | | | ①~⑦ 平成26年 5月31日 まで ⑧ 平成25年 5月31日 まで | 松江市役所 本庁商工企画課 各支所地域振興課 |
| 松江市中小企業設備貸与制度補助金 | 松江市内に事業所を有する者で、「設備貸与制度」を利用するために保証金を(公財)しまね産業振興財団へ一括して支払った者で、市税を滞納していない者 | | 保証金の28%の額(千円未満切捨) | | | | | |

| | | | |
|------------------|---|---|---|
| 松江市中小企業技術力向上補助金 | 松江市内に事業所を有する中小企業者で、市税を滞納していない者 | | ①(公財)しまね産業振興財団の実施する「戦略的ビジネスパートナー獲得支援事業」 ②島根県中小企業団体中央会の実施する「新ビジネスモデル構築支援事業」 ①②いずれかによる助成金の交付確定額の1/3(千円未満切捨) |
| 松江市新製品新技術開発補助金 | 松江市内に事業所を有する製造分野に取り組む企業又は組合で、補助金の交付を申請する年度内に「発展型試作開発等助成事業」による助成を受けたもので、市税を滞納していない者 ただし、平成24年度までに上記事業の採択を受けた事業で、平成25年度中に事業完了、交付確定を受けたもの | | (公財)しまね産業振興財団の実施する「発展型試作開発等助成事業」による助成金交付確定額の1/3(千円未満切捨) |
| 中小企業人材育成支援事業補助金 | 補助対象者は、次の各号の全てに該当する者とする ①松江市内に事業所を有する中小企業者 ②市税を滞納していない者 | 人材育成計画に基づき自らが計画して主催する研修会及び教育訓練の実施、他のものが主催する研修会及び教育訓練への派遣を行う事業 | 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切り捨て) ただし、50万円を上限とし、同一年度内における補助対象者に対する補助は1回 |
| 設備導入支援事業補助金 | 補助対象者は、次の各号の全てに該当する者とする。 ①松江市内に事業所を有する製造業に属する事業を主たる事業として営む中小企業者。ただし、市内において1年以上継続して事業を営み、かつ、個人にあつては、市内に1年以上住所を有すること。 ②市税を滞納していない者 | 工作機械等又はソフトウェア等を導入する事業。なお、導入には公益財団法人しまね産業振興財団の実施する設備貸与制度を利用した導入を含むものとするが、リース・レンタルによる導入は含まないものとする | 平成25年4月1日以降に市内事業所に導入した工作機械及びソフトウェア等の取得に要する経費(以下「取得価額」という) 取得価額の10%以内の額(1,000円未満切り捨て)とし、1年度1社あたり500万円を上限とする |
| パッケージデザイン作成事業補助金 | 補助対象者は、次の各号の全てに該当する者とする ①松江市内に事業所を有する製造業に属する事業を主たる事業として営む中小企業者 ②市税を滞納していない者 | パッケージのデザインを新たに企画から制作まで行う事業 ただし、松江市内に事業所等を有する者に制作を委託する場合は限る | 補助対象経費は次に掲げるもので、消費税及び地方消費税を除く ①企画費 ②デザイン費 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切り捨て) ただし、50万円を上限とし、同一年度内における補助対象者における補助は1回 |

平成26年
3月31日
まで

松江市役所
まつえ産業支援センター

| | | | |
|----------------------------|---|--|--|
| <p>販路開拓支援事業補助金</p> | <p>補助対象者は次の各号の全てに該当する者とする ①松江市内に事業所を有する中小企業者 ②市税を滞納していない者</p> | <p>中小企業者が自社製品や自社技術の販路拡大につなげるため、県外で開催される展示会に出展する事業</p> | <p>補助対象経費の2分の1(1,000円未満切り捨て) ただし、100万円を上限とする</p> |
| <p>まつえ製品開発チャレンジ支援事業補助金</p> | <p>補助対象者は、次の各号の全てに該当する者とする ①市内に事業所を有する製造業を主たる事業で営む中小企業者で、市税を滞納していない者 ②構成員の2分の1以上が市内の中小企業者等で構成する企業グループで、市内に事業所を有する中小企業者の構成員が市税を滞納していないもの</p> | <p>①まつえ製品開発支援事業 ②ものづくりチャレンジ支援事業 ア:開発スタートアップ支援コース イ:ものづくりITシステム開発支援コース ※事業内容詳細については「まつえ製品開発チャレンジ支援事業補助金交付要綱」とおり</p> | <p>①まつえ製品開発支援事業 補助対象経費の3分の2以内の額(1,000円未満切り捨て) ただし、1,000万円を上限とする ②ものづくりチャレンジ支援事業 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切り捨て) ただし、30万円下限とし、100万円を上限とする</p> |
| <p>中小企業プロジェクト連携支援事業補助金</p> | <p>構成員の2分の1以上が市内の中小企業者等で構成する企業グループで、市内に事業所を有する中小企業者の構成員が市税を滞納していないもの</p> | <p>個社では解決困難な新製品・新技術開発、販路開拓、共同受発注、事業承継等の課題に対応するために取り組む研究、研修、勉強会等のプロジェクト連携事業</p> | <p>補助対象経費の3分の2以内の額(1,000円未満切り捨て) ただし、50万円を上限とする 同一グループへの補助は、3年度を限度とし、同一年度内における補助対象者に対する補助は1回とする</p> |
| <p>空き工場等活用創業・開業支援事業補助金</p> | <p>補助対象者は、次の各号の全てに該当する者とする ①賃借する空き工場等で製造業に属する事業を営む予定の中小企業者 ②市税を滞納していない者</p> | <p>中小企業者が市内の空き工場等を活用して創業・開業する事業</p> | <p>平成25年4月1日以降に補助対象者が賃借した空き工場等の賃借料 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切り捨て) ただし、月額10万円を上限とし、補助金の交付の対象とする期間は、補助金交付決定のあった月から、36月を限度とする。</p> |

| | | |
|--|--|--|
| | | |
|--|--|--|

・浜田市

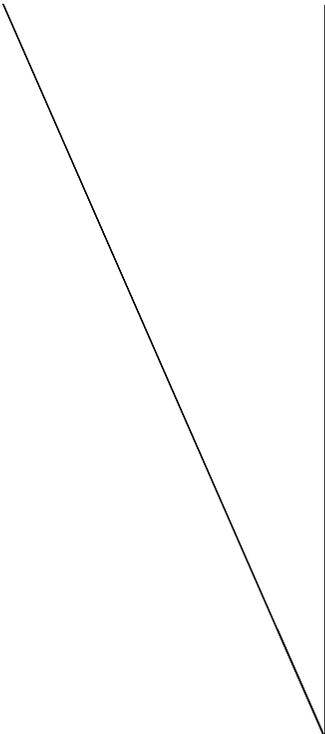
| 名称 | 融資(助成)対象者 | 資金(助成金)使途 | 貸付(助成金)限度 | 償還期限 | 貸付利息 | 保証及び担保 | 申込期日 | 申込方法及び場所 (窓口官公庁) | |
|---|--|--|--|------|-------|----------------------------|------|---------------------|--------------|
| 浜田市中小企業等特別融資 (平成25年4月1日) | 浜田市内の中小企業者及び漁業者 | 設備・運転資金 | 500万円 | 1年以内 | 年2.1% | 保証人 2人以上 担保 不要 | 随時 | 日本海信用金庫 | |
| 浜田市中小企業協同組合 合理化対策融資資金 (平成25年4月1日) | 浜田市内の中小企業等協同組合法に 基づく組合及び組合員 | 運転資金 | 組 合 1,500万円 組 合 員 1,000万円 | 5年以内 | 年2.0% | 保証人 2人以上 担 保 商工中金の決定による | | 商工中金 | |
| 浜田市創業者支援資金補助 金 (平成25年4月1日) | 浜田市内で、島根県創業者支援資金 及び日本政策金融公庫が行う国民生 活事業による新規開業資金等の融資 を受けて新規創業するもの | 利子及び信用保証料 | 総額で30万円を上限に、利子及び信用 保証料の当初から12ヶ月以内 | / | / | / | | / | 浜田市 産業政策課商工係 |
| 浜田市中小企業チャレンジ 支援事業補助金 (平成25年4月1日) | 市内に主たる事業所(住所)を有する 中小企業者等 | ①新商品・デザイン開発事業 (補助対象経費の総額が30万 円以上のもの) ②特許権等取得事業 ③販路開拓事業 ④中小企業組織化促進事業 ⑤環境整備・衛生管理推進事 業 | 補助対象経費の1/2以内で、限度額 は以下のとおり。 ①30万円 ②5万円 ③20万円 ④30万円 ⑤30万円 | | | | | | |
| 浜田市商業活性化支援事業 補助金 (平成25年4月1日) | 市内に主たる事業所(住所)を有する 中小企業者等 | ①空店舗対策事業 ②商業環境整備事業 ③中山間地域商業機能維持・ 向上事業 | 補助対象経費の1/2以内で、限度額 は以下のとおり。 ①240万円(家賃は補助対象経費の2 /3以内) ②200万円 ③200万円 | | | | | | |
| 浜田市小規模事業者経営改 善資金利子補給金 (平成25年4月1日) | 株式会社日本製作金融公庫が行う小 規模事業者経営改善資金融資制度に よる資金の融資を受けた小規模事業 者 | 利子 | 上限5万円とし、融資実行日の翌日から 起算して1年間 | | | | | | |
| 設備貸与制度補助金 (平成25年4月1日) | (公財)しまね産業振興財団の設備貸 与制度割賦販売方式により市内に設 備を設置した事業者 | (公財)しまね産業振興財団に 支払った保証金 | 当該補助経費の10/10以内(限度額5 0万円以内) | | | | | | |

・出雲市

| 名称 | 融資(助成)対象者 | 資金(助成金)使途 | 貸付(助成金)限度 | 償還期限 | 貸付利息 | 保証及び担保 | 申込期日 | 申込方法及び場所 (窓口官公庁) |
|---------------------|---|-----------|---|------|------|--------|------|---------------------------------------|
| 出雲市中小企業 信用保証料補助金 | 市指定の制度融資を受けた市内中小企業者 ①島根県制度融資 一般融資 小規模企業育成資金 ②島根県制度融資 一般融資 小規模企業特別資金 ③島根県制度融資 一般融資 一般設備資金 ④島根県制度融資 特別融資 創業者支援資金 ⑤島根県制度融資 緊急融資 資金繰り安定化対応資金 ⑥島根県制度融資経営改善長期借換 資金 ⑦島根県制度融資経営力強化支援資 金 | | 保証料の当初2年分のうち次のとおり補助 ①小規模企業育成資金 ②小規模企業特別資金 0.84%以下の場合、補助率2分の1 0.84%を超える場合は、0.42%を 減じた率を用いて算出した額 ③一般設備資金 0.92%以下の場合、補助率2分の1 0.92%を超える場合は、0.46%を 減じた率を用いて算出した額 ④創業者支援資金 全額補助 ⑤資金繰り安定化対応資金 補助率2分の1(上限10万円) ⑥補助率2分の1(上限10万円) ⑦補助率2分の1(上限10万円) | | | | 随時 | 出雲商工会議所 平田商工会議所 出雲商工会 斐川町商工会 |

・益田市

| 名称 | 融資(助成)対象者 | 資金(助成金)使途 | 貸付(助成金)限度 | 償還期限 | 貸付利息 | 保証及び担保 | 申込期日 | 申込方法及び場所 (窓口官公庁) |
|-------------------|---------------------------------------|--|-----------------------------------|------|------|--------|------|---------------------|
| 産業創出チャレンジ支援事 業 | ・中小企業者 ・新たに事業化に向けて取り組む個人 若しくは団体 | 次のいずれかに該当する事業 (事業費の総額は10万円以上)とする。 ①農林水産物の生産力の向上、高品質化、ブランド化を図る新たな事業 ②地域資源を活用した商品開発等を図る新たな事業 ③食をテーマとした交流産業の創出を図る新たな事業 ④企業間又は大学等の連携による新たな事業 ⑤その他市長が適当と認める事業 | 補助対象経費の2/3以内、限度額50万円 | | | | | |
| 商談会等出展支援事業 | | 市内で生産加工された製品等の県外で開催される商談会、展示会、見本市、博覧会等への出展とする。ただし、販売を主な目的とした商談会等の出展は対象としない。 | ・対象経費の2/3以内、限度額10万円 ・1事業者年1回のみ | | | | | |
| 地域産業リニューアル支援事業 | | 市の支援により、首都圏等への販路拡大に取り組むため、商品デザイン等を改良する事業 | 補助対象経費の2/3以内、限度額50万円 | | | | | |

| | | | | | | |
|----------------|---|--|--|---|----|-------------|
| 産業人材育成支援事業 | 中小企業者 | 補助となる対象となる研修活動は、次の団体等が実施する研修とする。 ①中小企業大学校の行う研修 ②公益法人が行う研修 ③大学及び専門研修機関が実施する研修 ④県が実施する研修 ⑤市が実施する研修 ⑥その他市町村が認める研修 | 受講に係わる旅費、受講料等の1/2 ・1人当たり5万円を限度 ・1事業者につき年間2名以内 |  | 随時 | 益田市産業支援センター |
| 設備貸与制度補助金 | (公財)しまね産業振興財団の設備貸与制度割賦販売方式により市内に設備を設置した事業者 | (公財)しまね産業振興財団に支払った保証金 | 当該補助経費の10/10以内(限度額50万円以内) | | | |
| 成長分野産業応援資金等補助金 | 島根県中小企業育成振興資金融資要綱(昭和4年島根県告示第451号)第1条の2の規程による成長企業応援資金を活用する事業者 | 島根県信用保証協会へ法人等が支払った信用保証料(一括支払い分又は分割支払い初回分に限る。)の額 | 当該補助経費の10/10以内(限度額50万円以内) | | | |
| 創業フォローアップ支援事業 | 創業3年以内の中小企業者 | 創業日の属する月の末日から3年以内に経営把握のため商工会議所、商工会又は税理士へ支払った経費のうち次に掲げるものとする。 ①月次記帳処理経費 ②決算書等作成経費 ③その他市長が認める経費 | 1事業所あたり6万円以内(千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。)とする。 | | | |
| 空店舗活用事業 | 県地域商業再生支援緊急対策事業方針の条件を満たす店舗を益田市中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地の空店舗に出店する事業者 | 中心市街地の空店舗への出店(新規又は増設)するために必要な改装費及び家賃 | ・家賃:補助対象経費の1/3以内 ・改装費:補助対象経費の1/4以内 ・1事業あたり1,200千円が上限(家賃は月5万円が上限) | | | |

・大田市

| 名称 | 融資(助成)対象者 | 資金(助成金)使途 | 貸付(助成金)限度 | 償還期限 | 貸付利息 | 保証及び担保 | 申込期日 | 申込方法及び場所 (窓口官公庁) |
|------------------------|---|---|--|------|---------|------------|------|---------------------|
| 大田市中小企業育成資金 | 市内で1年以上引き続き事業を営む中小企業者又は組合で、商工中金の貸付対象者 | 運転資金 | 500万円以内 | 5年以内 | 年利 2.0% | 商工中金の決定による | 随時 | 大田商工会議所 |
| 大田市資金繰り安定化対応資金信用保証料補給金 | 島根県中小企業制度融資の資金繰り安定化対応資金を利用した大田市に事業所等を有する事業者(市税を滞納していない者に限る) | | 保証料の35%相当額の2/3以内(千円未満切り捨て)1事業者当たり300千円 | | | | | 大田市役所産業企画課 |
| 設備投資円滑化事業 | 大田市に事業所を有し、設備貸与制度又は中小企業制度融資、島根県信用保証協会「かなえ」を利用して大田市内で設備投資した事業者(市税を滞納していない者に限る) | ①設備貸与制度保証金助成 ②島根県中小企業制度融資(緊急資金除く)又は島根県信用保証協会「かなえ」の設備資金に係る信用保証料助成 | ①保証金(貸与額の5%)の2/3以内 ②信用保証料(上限0.9%)の1/2以内 ※①②とも1事業者当たり限度額100万円 | | | | | |
| メイドイン大田創出支援事業 | 大田市内に事業所等を有する中小事業者、その他団体等(市税を滞納していない者に限る) | ①新商品開発チャレンジ支援事業 原材料等購入費、機械装置又は工具器具等の購入費、試作、改良、借用又は修繕に要する経費等 ②売れる商品・技術開発支援事業 発展型試作開発等助成金交付要綱(しまね産業振興財団)に掲げる経費 ③産業財産権取得支援事業 出願費用、弁理士費用、書類作成費等 ④販路開拓支援・販売促進支援事業 出展料、展示装飾、出品物運搬料等 ⑤デザイン開発支援事業 デザイン委託費、デザイン購入費等 | ①-1 市内の地域資源を使った商品開発 2/3以内、限度額20万円 ①-2 地域の特色を活かしたお土産物等の商品開発 1/2以内、限度額15万円 ②発展型試作開発等助成金の1/3以内、限度額100万円 ③1/2以内、限度額15万円 ④2/3以内、限度額50万円 ⑤1/2以内、限度額10万円 | | | | | |
| 企業は人なり人材育成事業 | 大田市内に事業所等を有する中小事業者その他団体等(市税を滞納していない者に限る) | 業務の充実・拡大に必要な技術等を得るために必要な研修活動経費 | 研修活動経費の1/2以内(千円未満切り捨て) 150千円 | | | | | |

・安来市

| 名称 | 融資(助成)対象者 | 資金(助成金)使途 | 貸付(助成金)限度 | 償還期限 | 貸付利息 | 保証及び担保 | 申込期日 | 申込方法及び場所 (窓口官公庁) |
|-------------------|---|-----------|---|------|--|---|------------------|----------------------|
| 安来市特別融資 | 安来市内の中小企業者 | 設備・運転資金 | 1,500万円以内 | 7年以内 | [責任共有制度対象] 年利 1.95% [責任共有制度対象外] 年利 1.8% | 保証料率 0.4~1.7% 保証人 個人 原則不要 法人 1人以上 | 随時 | 安来商工会議所 安来市商工会 |
| 安来市中小企業融資制度保証料補給金 | 市指定の制度融資を受けた市内中小企業者等 ・小規模企業育成資金(県制度) ・安来市特別融資(市独自) ・一般設備資金(県制度) ・資金繰り安定化対応資金(県制度) ・東日本大震災緊急対策資金(県制度) ・災害対策特別資金 ・災害復旧資金 | | 信用保証料の一部を助成 ・小規模企業育成資金(信用保証料の3/7を助成) ・安来市特別融資(信用保証料の3/7を助成) ・一般設備資金(信用保証料の1/2を助成) ・資金繰り安定化対応資金 ・東日本大震災緊急対策資金(信用保証料の3/10を助成) ・災害対策特別資金(信用保証料の3/10を助成) ・災害復旧資金(信用保証料の1/4を助成) | | | | 保証料を支払った日以降3ヶ月以内 | 安来市役所(伯太庁舎) 商工観光課 |

・江津市

| 名称 | 融資(助成)対象者 | 資金(助成金)使途 | 貸付(助成金)限度 | 償還期限 | 貸付利息 | 保証及び担保 | 申込期日 | 申込方法及び場所 (窓口官公庁) |
|------------------------------|--------------------------------------|--|-------------------|------|------|--------|------|---------------------|
| 江津市産業活性化支援事業補助金 設備貸与制度補助金 | ・市内に事業所を有する法人 ・市内に住所を有し、かつ事業を行う個人 | (公財)しまね産業振興財団が実施する設備貸与制度を利用する際に支払った保証金 | 50万円(対象経費の2分の1以内) | | | | 随時 | 江津市商工観光課 |
| 創業者支援資金信用保証料補助金 | | 島根県中小企業制度融資要綱第2条第3号の規定による創業者支援資金を利用し、当該融資に係る融資決定日の翌日から起算して1年間支払った信用保証料 | 20万円(対象経費の2分の1以内) | | | | | |
| 新規開業、起業、創業支援資金利子補助金 | | 株式会社日本政策金融公庫が行う国民生活事業による新規開業資金若しくは女性、若者/シニア起業家資金又は新創業融資制度による資金を利用し、当該融資に係る融資決定日の翌日から起算して1年間に償還した利子(繰上償還に係るものを含み、遅延に係るものを除く。) | 20万円(対象経費の2分の1以内) | | | | | |
| 江津市中小企業等競争力強化支援事業補助金 | ・市内の中小企業者 ・市内で新たに起業しようとする者 | ・新商品開発に要する経費 ・新規事業分野参入に要する経費 ・販路開拓に要する経費 | 50万円以内(対象経費の3分の2) | | | | | |

・雲南市

| 名称 | | 融資(助成)対象者 | 資金(助成金)使途 | 貸付(助成金)限度 | 償還期限 | 貸付利息 | 保証及び担保 | 申込期日 | 申込方法及び場所 (窓口官公庁) |
|--------------------------------|------------------|---------------------------------------|---|--|------|------|--------|------|---------------------|
| 雲南市 商工業 活性化 支援事業 | 店舗改装費補助事業 | 市内商工業者及び市長が特別に認める者 | 雇用の改善、集客力の向上を図ることを目的とした既存の店舗・工場などの改装改築工事及び新築工事に対する助成 | 定額10万円 ※補助対象事業費200万円以上 | | | | | |
| | | 市内で飲食業及び宿泊業を営む事業者 | 集客力の向上を図ることを目的に、来客が利用する既存のアメニティスペースを改装、改築、新築する工事に対する助成 | 定額10万円 ※補助対象事業費100万円以上 | | | | | |
| | 店舗家賃補助事業 | 市内商工業者及び市長が特別に認める者 | 創業期における工場、事務所、店舗、研究所等を賃借する際の賃借料助成 | 補助率 1/2 補助限度額 12万円 ※1ヶ月2万円、6ヶ月以内 | | | | | |
| | 移動販売専用車両改造費補助事業 | 市内で一般食料品、一般日用雑貨を取り扱う小売業及び移動販売事業を営む者 | 無店舗地域の商業機能維持を目的として、既存車両を移動販売専用車に改造する経費を助成 ※移動販売の対象地域は、市内の無店舗地域等に重点を置くこと | 補助率 1/2 補助限度額 10万円 ※補助対象事業費20万円以上 | | | | | |
| 雲南市中小企業信用保証料補助金 | | 市内商工業者 | 島根県が実施する島根県中小企業制度融資借入の際に、島根県信用保証協会に支払った保証料を助成 | 補助率 10/10 補助限度額 10万円 | | | | | |
| 雲南市 地域 商業 活性化 支援事業 | 空店舗活用事業 | 雲南市内の中小企業者、NPO法人、組合・団体、支援機関、地域コミュニティ等 | まちづくりの観点、空店舗等の解消が急務とされる地域における空店舗活用支援 <対象事業> 小売業・飲食業・サービス業、商店街の活性化に資する事業(子育て、高齢者、交流サロン等) | 補助率 ・家賃 2/3 ・改装費 1/2 補助限度額 ・240万円以内(家賃+改装) ・インキュベート施設は1,000万円以内(改装費のみ) 家賃補助期間 ・①又は②の選択制 ①24月 ②36月(ただし補助総額は補助月額×24月の範囲内) | | | | 随時 | 雲南市 商工観光課 |
| | 商業環境整備事業 | 雲南市内の組合・団体支援機関等 | 街路灯、アーケード等、商業集積地における顧客利便性確保等のための共同利用施設整備に係る支援 | 補助率 ・1/2 補助限度額 ・1,000万円以内 | | | | | |
| | 中山間地域商業機能維持・向上事業 | 雲南市内の中小企業者、NPO法人、組合・団体、支援機関等 | 中山間地域において商業機能の維持のため、無店舗地区への店舗の設置、移動販売車の整備に係る支援 | 補助率 ・1/2 補助限度額 500万円以内 | | | | | |
| | 商業活性化提案事業 | 雲南市内の中小企業者、NPO法人、組合・団体、支援機関等 | 地域商業活性化及び買い物環境の維持・向上を目的とした魅力的で実践的な取り組みに対するソフト事業を支援(コンペ方式による事業採択) ①地域商業活性化部門 ②買い物環境の維持・向上部門 | 補助率 ・10/10 補助限度額 ・200万円以内(事業対象範囲が広域の場合400万円以内) 補助期間 ・最長2年 | | | | | |

・奥出雲町

| 名称 | 融資(助成)対象者 | 資金(助成金)使途 | 貸付(助成金)限度 | 償還期限 | 貸付利息 | 保証及び担保 | 申込期日 | 申込方法及び場所 (窓口官公庁) |
|-------------------------|--------------|-------------|-----------|------|------|--------|------|---------------------|
| 商業活性化重点的支援事業 (平成20年) | 町内に住所を有する商業者 | 店舗の改修に要する経費 | 250万円 | | | | 随時 | 奥出雲町地域振興課 |

・美郷町

| 名称 | 融資(助成)対象者 | 資金(助成金)使途 | 貸付(助成金)限度 | 償還期限 | 貸付利息 | 保証及び担保 | 申込期日 | 申込方法及び場所 (窓口官公庁) |
|-------------|-----------|-----------|-----------|--------|------|--------|------|---------------------|
| 美郷町雇用開発促進条例 | 町内企業、町内商店 | 固定資産税の減税 | | 竣工後3年間 | | | | 美郷町産業振興課 |

・飯南町

| 名称 | 融資(助成)対象者 | 資金(助成金)使途 | 貸付(助成金)限度 | 償還期限 | 貸付利息 | 保証及び担保 | 申込期日 | 申込方法及び場所 (窓口官公庁) |
|-----------------------|---|-----------|--|------|------|--------|--------------|---------------------|
| 飯南町中小企業制度融資信用保証料補助金補助 | 飯南町に主たる事務所または住所を有する商工業者で、飯南町の町税を完納している者(同一年度内に既に当該補助金の交付を受けた者は除く) | 設備・運転資金 | 島根県中小企業制度融資「資金繰り安定化対応資金」及び「東日本大震災復興緊急保証制度」につき、島根県信用保証協会へ支払った信用保証料の内、36ヶ月以内の期間に相当する経費(一括支払または分割支払初回分に限る) ただし、既に補助を受けた信用保証料を除く。補助対象経費の1/2以内。ただし補助金の限度額は10万円とする。 | | | | 融資実行日から2ヶ月以内 | 飯南町産業振興課 |

・吉賀町

| 名称 | 融資(助成)対象者 | 資金(助成金)使途 | 貸付(助成金)限度 | 償還期限 | 貸付利息 | 保証及び担保 | 申込期日 | 申込方法及び場所 (窓口官公庁) |
|------------------------------|------------------------------------|---|--|-------------|--------------------------------|--------|--------------|---------------------|
| 吉賀町中小企業育成資金利子補給 | 中小企業信用保険法の適応業種を営む中小企業者で町税を滞納していない者 | 設備資金 | 融資元金が1会計年度2億円とし、累計額6億円を超えない範囲 1企業者に対する対象元金限度額1千万円 | 貸付実行日から3年以内 | 年度ごとの融資残額の年4%以内で、対象者が支払う利息の1/2 | | 随時 | 吉賀町商工会 |
| 吉賀町緊急信用保証料補給金 (平成25年4月1日) | 町内に事業所を有する法人及び個人事業者 | 資金繰り安定化対応資金、経営改善長期借換資金、経営力強化支援資金の借入を行い信用保証協会に支払う保証料の一部を助成 | 借入期間5年以上の融資に対し、保証協会に支払った保証料の1/2(限度額20万円) | | | | 平成26年3月31日まで | 吉賀町産業課 |

・津和野町

| 名称 | 融資(助成)対象者 | 資金(助成金)使途 | 貸付(助成金)限度 | 償還期限 | 貸付利息 | 保証及び担保 | 申込期日 | 申込方法及び場所 (窓口官公庁) |
|--------------------|-----------------------------------|--|--|--|--------------------------|--------|------------|---------------------|
| 津和野町中小企業融資利子補給金 | 町内に店舗又は事業所を有する中小企業者で町税等の滞納をしていない者 | 設備・運転・創業資金 | 鳥根県中小企業制度融資要綱に規定する融資限度額と同額 | 貸付実行月から5年以内 | 借入利率の2分の1とし、年1.0%を超えないもの | | 年度内1回(3月頃) | 津和野町商工会 |
| 津和野町緊急信用保証料補給金 | 町内に事業所を有する法人及び町内に住所を有する個人事業者 | 資金繰り安定化、対応資金等の指定融資 | 借入期間5年以上の融資に対し、保証協会に支払った保証料の1/2(限度額30万円) | | | | 年2回程度 | |
| 津和野町個別商業包括的支援事業補助金 | 新商品開発支援事業 | 町内に主たる事業所を有する中小企業者等 (町税を滞納していないこと) | 新商品開発のための設備費 | 機械装置、工具器具等の購入費、リース料 (1/2以内、限度額30万円) | | | 随時 | 津和野町商工会 |
| | 産業財産権取得支援事業 | 町内に主たる事業所を有する中小企業者等 (町税を滞納していないこと) | 特許権、実用新案、商標登録、意匠権の取得にかかる費用 | 出願費、弁理士費、書類作成費 (1/2以内、限度額10万円) | | | | |
| | 販路開拓支援事業 | 町内に主たる事業所を有する中小企業者等 (町税を滞納していないこと) | 販路開拓のための展示会・商談会の出展費 | 出展料、展示装飾、運送料 (1/2以内、限度額10万円) | | | | |
| | デザイン開発支援事業 | 町内に主たる事業所を有する中小企業者等 (町税を滞納していないこと) | 商品のパッケージ・ネーミングの改良・開発のためのデザイン費、リーフレットのデザイン費、ホームページ作成費 | デザイン委託費、コンサルタント費 (2/3以内、限度額10万円) | | | | |
| | 中小企業人材育成事業 | 町内に主たる事業所を有する中小企業者及び商店会・事業者団体等 (町税を滞納していないこと) | 事業の充実・拡大のための必要な技術、知識等を取得するために開催する研修費、参加する研修活動に要する経費 | 講師料、研修参加費、旅費 (1/2以内、限度額10万円) | | | | |
| | 省エネルギー機器設置促進事業 | 町内に主たる事業所を有する中小企業者等 (町税を滞納していないこと) | LED照明やエアコン、冷蔵冷凍陳列ケース等店舗の省エネルギー化を促進する費用 機械・工具等省エネルギー化により生産性の向上に資する費用 | 機械装置、工具器具備品等の購入費、リース料 (1/2以内、限度額30万円) | | | | |
| | おもてなし改築支援事業 | 町内に主たる事業所を有する中小企業者等 (町税を滞納していないこと) | 店舗の外観や看板等津和野町のイメージアップに資する費用 | 店舗改装、看板設置にかかる費用 (1/2以内、限度額30万円) | | | | |

・邑南町

| 名称 | 融資(助成)対象者 | 資金(助成金)使途 | 貸付(助成金)限度 | 償還期限 | 貸付利息 | 保証及び担保 | 申込期日 | 申込方法及び場所 (窓口官公庁) |
|--------------------|--|---|--|---|------|--------|------|---------------------|
| 邑南町商店街共同駐車場舗装事業補助金 | ・売場面積の2倍を上限 ・3店舗以上による共同駐車場に限る (協同店舗を含む) | 舗装工事、区画線、舗装付帯工事費の補助 | 2分の1 | | | | | |
| 邑南町創業支援事業補助金 | ・原則として中小企業制度資金 (町内各金融機関の融資資金は年利3%まで。その他は県中小企業制度融資規定を準用) ・運転資金は総事業費の20%まで (創業後6ヶ月以内に借り入れること) ・保証料は対象外 | 融資資金の借入返済利息の補助 | ・返済利息月額60ヶ月分相当額 ・100万円～500万円まで | | | | | |
| 邑南町商工業振興事業補助金 | ・事業費が500万円以上であること ①新規雇用が2人以上 ②中小企業高度化資金採択の事業主 | 事業所新築・増築・改築、備品費補助 | ①雇用人数により30～500万円 ②貸付対象額の10分の1以内 | | | | | |
| 邑南町地域商業活性化支援事業費補助金 | 空店舗等活用事業 | ①家賃補助は月額10万円かつ24ヶ月分を上限 | ①空店舗の改装費及び家賃補助 ②空店舗をインキュベータ施設又は実験店舗とするための改装費 | ①家賃補助対象経費の3分の2以内(限度額240万円) ②改装費補助対象経費の2分の1以内(限度額1,000万円) | | | | |
| | 商業環境整備事業 | ①補助対象外 ・土地の取得・使用・造成・補償に要する経費 ・中小企業者単独の所有となる場合 | ①中山間地域における施設設備の活用にかかる費用の補助 | ①補助対象経費の2分の1以内(限度額1,000万円) | | | | |
| | 中山間地域商業機能維持・向上事業 | | ①集落地店舗の整備に必要な建物・設備の建設、取得に要する経費の補助 ②移動販売に必要な車両及び設備の取得に要する経費の補助 | ①・②補助対象経費の2分の1以内(限度額500万円) | | | | |
| | 商業活性化提案事業 | ①事業内容の全てを第三者に委託する場合は補助対象外 | ①地域商業活性化及び買い物環境の維持・向上を目的とした事業に要する経費 | ①補助対象経費の4分の3以内(限度額150万円) | | | | |
| | 町長特認 | | 前記事業区分に記された各の事業において、県申請に必要な書類が整った者のうち、県の補助対象とならなかった者及び経費で、町長が特に必要と認めるものに限る | 島根県地域商業活性化支援事業の補助金対象経費に規定する市町村負担額に相当する額を上限とする | | | | |
| 邑南町中小企業への緊急融資等の補助金 | ・町内商工業者で、島根県中小企業制度融資に基づく融資、又は日本政策金融公庫の融資を受けており、24年度内に確定した決算売上高がその善樹の決算売上高に比して10%以上減少した企業 ・返済の遅延に伴って生じた延滞利息に係るものは対象外 | 融資資金の借入返済利息の補助 | ・保証料の総額の2分の1の額 ・中小企業制度融資による融資利息の2分の1の額 ・金融公庫の融資利息の2分の1の額(限度額5万円) | | | | | |

随時

邑南町役場 商工観光課

・川本町

| 名称 | 融資(助成)対象者 | 資金(助成金)使途 | 貸付(助成金)限度 | 償還期限 | 貸付利息 | 保証及び担保 | 申込期日 | 申込方法及び場所 (窓口官公庁) |
|------------|--|-------------------------------------|---|-----------------------|------|--|--------------|---------------------|
| 企業立地緊急貸付事業 | 川本町に事業所を新設または増設し、初期投資が見込める企業 ・雇用期間の定めのない1名以上の川本町在住の新規雇用者があること ・営利を目的とし、長期健全経営が見込まれ貸付金の返済が可能であること | ①用地取得費 ②建物取得費 ③設備投資費 ④運転資金 | 新規雇用者が1名の場合は500万円、2名以上の場合は1,000万円 ①用地取得費 立地しようとする土地の取得価格に相当する額に、町有地の場合は2/3、私有地の場合は1/2 ②建物取得費 事業所の新設または増設に係る費用の2/3 ③設備投資費 事業所の新設または増設に伴う設備投資に対して2/3 ④運転資金 操業開始後3ヶ月で必要と成る運転経費 | 1年(据置) 10年(元金均等返済) | 無利息 | 保証人:選考委員の審査による担保:取得した土地及び建物(町を第一順位の抵当権者) | 操業開始の日から1年以内 | 川本町 産業振興課 |
| 空き店舗活用事業 | 島根県地域商業活性化支援事業支援方針の条件を満たす町内商店の空き店舗に出店する事業者 | 空き店舗等へ出店するために必要な改装費及び家賃 | 家賃:補助対象経費の1/3以内 改装費:補助対象経費の1/4以内 上限:1事業当たり120万円(家賃補助は月額5万円かつ24月分を上限) | / | | | 随時 | |

※お問い合わせにつきましては、各市町村等までお問い合わせ下さい

中小企業金融のご相談、窓口は

| 機関名 | 所在地 | 連絡先 |
|------------------------|---------------------------|--------------------------------------|
| 日本政策金融公庫 松江支店 中小企業事業 | 松江市殿町111番地 (松江センチュリービル7階) | TEL 0852-21-0110 FAX 0852-21-6654 |
| 日本政策金融公庫 松江支店 国民生活事業 | 松江市殿町111番地 (松江センチュリービル7階) | TEL 0852-23-2651 FAX 0852-24-4616 |
| 日本政策金融公庫 浜田支店 国民生活事業 | 浜田市殿町82番地7 | TEL 0855-22-2835 FAX 0855-22-7632 |
| 株式会社商工組合中央金庫 松江支店 | 松江市殿町210番地 | TEL 0852-23-3131 FAX 0852-27-1199 |
| 株式会社商工組合中央金庫 浜田営業所 | 浜田市殿町124番地2 | TEL 0855-23-3033 FAX 0855-22-2215 |
| 島根県商工労働部中小企業課 | 松江市殿町1番地 | TEL 0852-22-5883 FAX 0852-22-5781 |
| 島根県西部県民センター商工労政事務所 | 浜田市片庭町254番地 | TEL 0855-29-5646 FAX 0852-22-5306 |
| 島根県信用保証協会 本店 | 松江市殿町105番地 | TEL 0852-21-0561 FAX 0852-22-2707 |
| 島根県信用保証協会 出雲支店 | 出雲市大津新崎町2番地24 | TEL 0853-21-4998 FAX 0853-21-4858 |
| 島根県信用保証協会 浜田支店 | 浜田市松原町277番地9 | TEL 0855-22-0833 FAX 0855-22-3309 |
| 島根県信用保証協会 益田支店 | 益田市あけぼの本町10番地6 | TEL 0856-22-4567 FAX 0856-22-4568 |
| 公益財団法人しまね産業振興財団 | 松江市北陵町1番地 (テクノアークしまね内) | TEL 0852-60-5110 FAX 0852-60-5105 |
| 公益財団法人しまね産業振興財団 石見オフィス | 浜田市相生町1391-8 | TEL 0855-24-9301 FAX 0855-22-0577 |